

電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う 関係政令の整備に関する政令案 概要

1 改正の背景

電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 26 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、電気通信事業法施行令（昭和 60 年政令第 75 号。以下「事業法施行令」という。）、放送法施行令（昭和 25 年政令第 163 号）、消費者契約法施行令（平成 19 年政令第 107 号）について所要の規定の整備を行うものである。

2 改正の概要

ア 事業法施行令関係

改正法の施行による改正後の電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「新事業法」という。）において、

- ・ 第 12 条の 2 第 4 項第 1 号ニにおいて特定関係法人となる特殊の関係を政令で定めることとされ、
 - ・ 第 26 条の 2 第 2 項において電気通信役務の提供に関する契約が成立した際の書面の交付に代わる情報通信の技術を利用する方法について政令で定めることとされているため、
- 登録の更新に係る特殊の関係及び情報通信の技術を利用する方法について定めるほか、事業法施行令の規定の整備を行うもの。

イ 放送法施行令関係

改正法の施行による改正後の放送法（昭和 25 年法律第 132 号。以下「新放送法」という。）において、

- ・ 第 150 条の 2 第 2 項において、有料放送の役務の提供に関する契約が成立した際の書面の交付に代わる情報通信の技術を利用する方法について政令で定めることとされ、
- ・ 第 175 条において、総務大臣は政令の定めるところにより、放送事業者等に対し資料の提出を求めることのできることをとされているところ、その対象に媒介等業務受託者が加えられるほか、有料放送事業者等に対し、新たに書面交付義務等の受信者保護に係る規律が課されることとされているため、

情報通信の技術を利用する方法及び総務大臣が資料の提出を求めることのできる事項について放送法施行令の規定の整備を行うもの。

ウ 消費者契約法施行令関係

改正法の施行により、新事業法及び新放送法においては、契約の重要事項についての不実告知及び契約の締結についての勧誘継続行為の禁止等が新設されることから、消費者契約法（平成 12 年法律第 60 号）に定める適格消費者団体としての認定に係る欠格事由の対象法律に追加するため、当該対象法律を定めている消費者契約法施行令の規定の整備を行うもの。

3 施行期日

改正法の施行の日（公布の日（平成 27 年 5 月 22 日）から 1 年を超えない範囲内において政令で定める日）と同じ施行期日とする。